

告発事実

福岡社会保険事務局社会保険審査官**小森忠明**は、平成20年12月17日、告発人が行った審査請求に対して、平成21年4月16日現在においても審査を終了せず、決定を行っていない。

審査請求の決定は原則60日以内に行うことになっており、しかも決定は通達によって必ず行わねばならないことになっている。

したがって**小森忠明**の行為は刑法第193条の公務員職権濫用罪に該当する。

被告発人の刑事処罰を求める意思表示

社会保険審査官は、「審査官」という言葉の響きから、裁判官のように公正な審査を行うものであると請求人ばかりでなく、一般の被保険者、及び全国民は信じている。

その姿勢こそが社会保険審査官の本来の健全な姿であり、大前提のはずだからである。

被疑者は、その世間から寄せられている信頼を見事に裏切ったのであるから、これは我が国の社会保険、とりわけ年金制度に対して懐疑的となっている国民の

不信をも助長し、国民のコンセンサスを求めていかねばならない今後の年金制度の改正に対してもマイナスの要因となるものであるため、嚴重な処罰を求める。

告発に至る経緯

平成20年10月30日、社会保険庁長官は審査請求人たる●●●●(以下「請求人」という。)に対して、障害認定日による国民年金・障害基礎年金を不支給としたが、請求人は当該処分が不服であったため、平成20年12月17日、告発人を代理人として、福岡社会保険事務局社会保険審査官に審査請求を行った。

これに対して**小森忠明**は、同年12月19日付で審査請求を受理した文書を告発人に送付後、**118日**を経過した現在においても、未だに決定を行っていない。

社会保険審査官制度の本来の目的は「簡易**迅速**な手続による被保険者の権利を保護救済する」ことにあるため、審査請求の決定は、審査請求があった日から**60日以内**に行うのが**原則**である。

現在、社会保険における不服申立に対する審査制度としては、社会保険審査官及び社会保険審査会法が定められており、いわゆる一審に相当する機関が社

会保険審査官（以下「審査官」という。）、二審に相当する機関が社会保険審査会（以下「審査会」という。）とされている。

現行の審査官が設置されたのは昭和28年9月1日のことであるが、その前駆をなすものは昭和25年4月1日に設置された「社会保険審査官」である。

ただし審査方法として、現行の審査会が合議制を採っているのに対して、審査官が独任制であることに着目するならば、審査官の源流は昭和22年9月1日に設置された「保険審査官」に溯ることになる。

昭和22年9月1日前の審査制度では、一審に相当する機関が地方社会保険審査会、二審に相当する機関が中央社会保険審査会で、審査方法は両者と合議制であった。

しかしながら当時も審査請求事件は増加の傾向にあったため、不服申立の審査を迅速かつ適正に行う必要があった。

このため、昭和22年9月1日、合議制の地方社会保険審査会は独任制の保険審査官となったのである。

したがって、こうした経緯を鑑みるならば、審査官の審査方法たる**独任の権限は、あくまでも審査を迅速**

かつ適正に行うためにのみ行使されるべきであって、その裁量権に故意に決定を引き延ばす行為までは含まれない。

しかしながら、この度、60日を経過した時点で、告発人が決定処分催告を行ったところ、**小森忠明**は**決定期日を「平成21年5月末」と原則期限の約3倍もの日数を回答してきた。**

審査官は、その職務の特殊性から社会保障制度及び社会保険制度に対する見識を有し、社会保険業務について多年の経験及び高度の専門知識を有する厚生労働事務官の中から任命されるものである。

また審査官制度が設けられた沿革、経緯を考慮すれば、審査官に求められている高度な専門知識とは、当然、原則期間内での処理能力を前提としてのはずである。

したがって**小森忠明**が審査官に任命されたということは、前記見識と高度の専門的知識を有し、当該原則を遂行できると判断されたから、ということになる。

また当該原則は、**小森忠明**が辞令を受ける日以前に法に定められているものであるから、**小森忠明**も当該原則については十分認識したうえで、その命に従っ

たはずである。

一般的に障害者は、身体又は精神上のハンデから、障害の等級が上位になるほど所得は反比例して低くならざるを得ず、失った経済力を障害給付で補填し、辛うじて生活を維持していくというのが現状である。

このため **原則を超えて、審査期間が長期に及べば、明らかに審査官制度の本来の目的に反するという重大な過失を犯し、請求人の不利益をまねく** ことになる。

したがって **審査官制度が設けられることになった簡易「迅速」の基本理念を「尊重」するならば、当該理念から想定された「原則60日」こそ、請求人が審査期間として「最大に許容できる限度」となり、審査官は当該原則を遵守できなかった時点で職務を怠ったことになる。**

ところで国民年金法第101条第2項及び厚生年金保険法第90条第2項には「60日以内に決定がないときは、社会保険審査官が棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができる」とある。

しかしながら、当該条項の「審査官が棄却したもの」とみなすかどうか、その判断の主体はあくまでも請求人

の側にあり、**審査請求の決定**について**審査官は次の通達にもあるとおり、必ず行わねばならない**ことになっている。

そして本告発は、**小森忠明**が審査官制度の目的に反して決定を延々と引き延ばすという**不当行為**を問題とするものである。

問 社会保険審査官は、審査の請求を受けたときは必ず何等かの決定を行わねばならないものか、法第32条第2項の規定によれば必ずしも決定を行わなくてもよいのではないかと解されるがどうか。

答 **審査官は、審査の請求を受けたときは、何等かの決定を行うべきものである。**

(通達 昭和35年9月20日 年企発第17号)

これまでも「審査官制度は問題がある」と様々な方面から指摘され、新聞でも報じられてきた。

審査請求の照会先は社会保険事務<局>であるが、時として不慣れな被保険者は社会保険事務<所>に電話をしてしまうことがある。

そのとき、ほとんどの場合、電話に出た職員から

「やっても無駄ですよ」

「やっても、まず通りませんから諦めなさい」

と冷たくあしらわれ出端を折られてしまう。

したがって、こうした職員の態度も昔から審査請求については「棄却」が当たり前となっていることを裏書きするものである。

審査請求の決定は「容認」または「棄却」のいずれかである。

2001年の厚生年金保険でのデータであるが、全国で行われた障害給付の審査請求事件数は260件もあるにもかかわらず、容認はわずかに8件である。

ということは、審査官は全国47都道府県に設置されているため、仮に1県につき1件容認されたとしても、残り39都道府県では審査請求の100%が棄却されていることになる。

社会通念上の見地からは、どうてい審査などとは呼べない異常な「処理」状況である。

さらに平成16年3月16日に開かれた審査会では、和歌山社会保険事務局の審査官大原長昌が、主治医より回答された審査請求人の臨床データを本人に不利となるように改ざんし、これを棄却理由の一つとした事実が発覚している（尚、大原は、その後、4月1日付で早期退職している）。

当該状況こそ審査官制度が形骸化し、まったく機能していないことを裏書きするものである。

さらに今日、全国で行われている審査官による審査請求の用紙も交付しない、という被保険者の正当な権利を奪う妨害行為が行われている実態から判断すると、**小森忠明**は当該審査請求に対して**棄却を前提として処理に臨んだにもかかわらず、棄却理由が未だに見つからないために、決定を延々と引き延ばしている**と判断せざるを得ない。

したがって**小森忠明**の行為は明らかに**公務員職権濫用罪に該当する**。

以上の理由から、**小森忠明**の行為は決して許されるものではなく、嚴重なる処罰を求めて、ここに告発する。